

児童名	※施設利用(申込)児童	生年月日	利用中又は第一希望の施設名	※該当する方に○
		年 月 日		利用中・申請中
		年 月 日		利用中・申請中
		年 月 日		利用中・申請中

育児休業からの復職に関する申立書

厚木市長 宛

厚木市福祉事務所長宛

現在、育児休業取得中につき、「保育を必要とする」要件を具備いたしません。保育所等施設への申込時に復職予定の「就労証明書」を提出し、入所・入園が内定した場合（施設等利用給付にあっては、施設等利用給付認定された場合）は、育児休業取得前と同じ会社に、申込時に提出した就労証明書の雇用契約のまま入園月の翌月15日（施設等利用給付にあっては、認定期間の開始年月日から45日後）までに復職し、これに伴う「就労証明書」を復職後2週間以内に提出いたします。

なお、育児休業取得前と同じ会社に、申込時に提出した就労証明書の雇用契約で復職できない又は就労証明書を期限内に提出できない場合、入所・入園の内定・決定が取消・退所・退園となること（施設等利用給付にあっては、施設等利用給付認定が遡って取消となること）に異議はありません。

【復職予定日】 年 月 日（予定）

例：4月入所申込みの場合は、4月1日～5月15日の日付を記入

- ※ 派遣の場合、「育児休業取得前と同じ会社」とは「派遣元」になります。「派遣元」は変わらず、育児休業に入る前と同等以上の就労日数・就労時間数であれば「派遣先」が変わっても問題ありません。ただし、「派遣元」が変更した場合、転職とみなし、育児休業からの復職扱いにはなりません。
- ※ 保育所等の入所が内定し、復職せずに退職した場合、「求職活動」要件に変更して、保育所等に入所することはできません。
- ※ 在籍児童があり、育児休業取得時の在籍クラスが3歳児クラス以下の場合、生まれてきた子の1歳の誕生日までに復職が必要です。

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日 氏名(復職予定者)

就労証明書の提出期限内に、就労証明書が提出されない及び就労が開始されない場合については、本署名をもって入所月翌月末の退所・退園・利用終了（施設等利用給付にあっては施設等利用給付申請の取下申出書）と致しますので予め御了承ください。